

## 大仙市総合戦略推進会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるために置く大仙市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の者
- (2) 産業経済関係団体の者
- (3) 大学等教育機関の者
- (4) 金融機関の者
- (5) 労働団体の者
- (6) 関係行政機関の者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げないものとする。

5 第2項に規定する委員が、その属する機関又は団体の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(最初に委嘱する委員の任期)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、最初に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(最初に開かれる会議の招集)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。